

令和7年8月15日

消費者安全法に基づく重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データベース登録について

消費者安全法第12条第2項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、事故情報データベースに登録することとしましたので、お知らせします。

1. 事故情報

(1) 事故情報(下記(2)を除く)

	事故発生日	製品名等	事故内容	発生都道府県
1	不明	電気シェーバー	当該電気シェーバーを充電したところ、異臭がし、充電接続部が溶融。	大阪府
2	令和7年7月10日	障害福祉サービス	生活介護施設において、職員が誤って他の利用者の薬を渡し、利用者が薬を誤服用。当該施設では、与薬の際、対象者の氏名を声に出し、職員間で確認することになっていたが、その手順が行われていなかった。	宮城県
3	令和7年7月27日	リチウム電池内蔵充電器	当該リチウム電池内蔵充電器を充電中に発煙及び異臭。	埼玉県
4	令和7年2月19日	介護サービス	介護施設において、利用者がキッチンの入口に設置された柵につまづいて転倒し、手の骨挫傷。当時、当該柵はしっかりと閉まっておらず、当該利用者が簡単に開けられる状態になっていた。	埼玉県
5	令和7年2月14日	介護サービス	介護施設において、利用者がベッドから二度転落し、右大たい部骨折。一度目の転落を発見した職員は、不穏状態にあった当該利用者をベッドに臥床させ、他の職員に見守りを依頼しないまま、その場を離れてしまった。	埼玉県
6	令和7年2月12日	介護サービス	介護施設の入浴介助において、利用者が浴槽に入ろうとした際に転倒し、腰部打撲。当該施設では、浴槽の出入りの際は、職員が必ず支えられる位置で見守ることになっていたが、当時、介助していた職員は、当該利用者のそばから離れてしまった。	埼玉県
7	令和7年2月22日	介護サービス	介護施設において、排泄を終えた利用者を洗面所まで誘導する途中で、立位のままの当該利用者から職員が目を離したところ、よろけて転倒し、頭部挫創。	埼玉県
8	令和7年2月16日	介護サービス	通所介護施設において、利用者が、体操の一環で施設外の歩道を歩いていた際に転倒し、右橈骨・尺骨骨折。当該利用者は転倒リスクの高い者であったが、職員は目を離してしまった。	埼玉県
9	令和7年1月28日	介護サービス	介護施設において、利用者が居室で転倒し、右大たい骨転子部骨折。当該居室にはセンサーが設置されていたが、設置状態が不適切だったため、離床に反応しておらず、また、床が汚れ等で滑りやすくなっていた。	埼玉県
10	令和7年1月26日	介護サービス	介護施設において、利用者がリビングで転倒し、左頬骨骨折。当時、職員1名が近くで作業をしていたが、当該利用者に背を向けており、また当該利用者の席は死角となっていたため、動きに気付くことができなかった。	埼玉県

11	令和7年7月17日	保育サービス	保育施設において、幼児がトイレの中に置き去りにされ、他クラス担当の職員が発見・保護。職員は、トイレ内の状況の確認不足により、手洗い場にいた当該幼児に気付かず、また、人数確認を怠っていた。	東京都
12	令和7年4月19日	障害福祉サービス	放課後等デイサービスの施設外活動として浜辺に行った際、利用者が海で溺水して救急搬送され、誤嚥性肺炎及び呼吸不全症状の診断。当該施設では、事前の危険箇所の把握と職員間の情報共有が不足しており、職員の配置も十分でなかった。	大阪府
13	令和7年7月18日	保育サービス	保育施設において、職員が使用後の折り畳み式の鉄棒を立てかけていたところ、他児が触って幼児の足の上に倒れ、左足第二指骨折等。職員は、当該鉄棒が倒れないかの確認が不十分だった。	大阪府

(2) 事故情報(食中毒情報)

	事故発生日	原因施設・原因食品	病因物質	発生都道府県
1	令和7年7月19日	飲食店(7月17日の食事)	カンピロバクター	神奈川県
2	令和7年7月25日	宿泊施設(7月25日の食事)	黄色ブドウ球菌	三重県
3	令和7年7月25日	飲食店(7月22日の食事)	カンピロバクター	岐阜県
4	令和7年8月3日	飲食店(8月2日の食事)	黄色ブドウ球菌	岩手県
5	令和7年7月23日	飲食店(7月23日の食事)	アニサキス	東京都
6	令和7年8月4日	飲食店(8月3日の食事)	アニサキス	福井県
7	令和7年8月5日	飲食店(8月5日の食事)	アニサキス	京都府
8	令和7年8月3日	飲食店(8月2日の食事)	サルモネラ属菌	岐阜県
9	令和7年7月28日	飲食店(7月25日の食事)	カンピロバクター	長野県
10	令和7年8月3日	飲食店(8月2日の弁当)	ノロウイルス	秋田県

2. リコール・自主回収情報

(1) リコール・自主回収情報(食品関係)

	製品名等	届出内容
1	餃子の皮	カビによる汚染。 (自主回収に着手した月日: 令和7年8月2日)
2	ピザ(計5件)	アレルギー(小麦、卵、乳)表示が欠落。 (自主回収に着手した月日: 令和7年7月28日 販売地域: 石川県 クラス分類: CLASS I)
3	ピザ	アレルギー(卵、鶏肉、りんご)表示が欠落。 (自主回収に着手した月日: 令和7年8月1日 販売地域: 神奈川県 クラス分類: CLASS I)
4	和菓子	アレルギー(大豆)表示が欠落。 (自主回収に着手した月日: 令和7年8月3日 販売地域: 神奈川県 クラス分類: CLASS I)
5	生鮮えだまめ	成分規格不適合(残留農薬)。 (自主回収に着手した月日: 令和7年8月2日 販売地域: 福島県)
6	生鮮えだまめ	成分規格不適合(残留農薬)。 (自主回収に着手した月日: 令和7年8月3日 販売地域: 福島県)
7	惣菜(唐揚げ)	加熱不十分。 (自主回収に着手した月日: 令和7年8月1日 販売地域: 福岡県)
8	魚介類加工品(いか)	カビ発生。 (自主回収に着手した月日: 令和7年8月4日 販売地域: 北海道)
9	魚肉加工品	異物(プラスチック片)混入。 (自主回収に着手した月日: 令和7年8月4日 クラス分類: CLASS I)

10	弁当	アレルギー(卵)表示が欠落。 (自主回収に着手した月日:令和7年8月4日 販売地域:千葉県 クラス分類:CLASS I)
11	辛子明太子	賞味期限表示が欠落。 (自主回収に着手した月日:令和7年7月31日 販売地域:福岡県)
12	冷凍食品	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した月日:令和7年8月4日 販売地域:茨城県 クラス分類:CLASS I)
13	アイスマルク	成分規格不適合(大腸菌群)。 (自主回収に着手した月日:令和7年7月18日 販売地域:福岡県)
14	惣菜(焼魚)	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した月日:令和7年8月4日 販売地域:東京都 クラス分類:CLASS I)
15	和菓子	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した月日:令和7年8月6日 販売地域:京都府)
16	惣菜(揚げもの)(計2件)口	密閉不良による品質劣化等の可能性。 (自主回収に着手した月日:令和7年8月6日 販売地域:北海道)
17	生鮮リュウガン	成分規格不適合(残留農薬)で廃棄、積み戻し等を指示。 (自主回収に着手した月日:令和7年8月7日)
18	チーズ	一部商品にカビが発生。 (自主回収に着手した月日:令和7年8月7日)
19	アイスクリーム(計2件)	成分規格不適合(大腸菌群)。 (自主回収に着手した月日:令和7年8月1日)
20	アイスマルク	規格基準不適合。 (自主回収に着手した月日:令和7年8月8日 販売地域:宮城県)
21	洋菓子	冷蔵品を常温で販売。 (自主回収に着手した月日:令和7年7月12日 販売地域:宮城県)
22	洋菓子	包装不良によるカビ発生。 (自主回収に着手した月日:令和7年7月30日)
23	飲料水(計7件)	異臭発生。 (自主回収に着手した月日:令和7年7月12日)
24	氷菓	アレルギー(小麦、乳)表示が欠落等。 (自主回収に着手した月日:令和7年8月8日 クラス分類:CLASS I)
25	惣菜	アレルギー(卵、さば)表示が欠落。 (自主回収に着手した月日:令和7年8月4日 販売地域:鳥取県 クラス分類:CLASS I)
26	魚介類加工品	賞味期限を誤表示。 (自主回収に着手した月日:令和7年6月25日 販売地域:栃木県)
27	弁当(計5件)	消費期限を誤表示。 (自主回収に着手した月日:令和7年8月8日 販売地域:香川県 クラス分類:CLASS I)
28	漬け魚	製造工程の一部不備を確認。 (自主回収に着手した月日:令和7年8月5日)

(注)消費者庁への消費者事故等の通知時において、厚生労働省ウェブサイト「食品リコール公開回収事案検索」の「健康への危険性の程度」欄が「CLASS I」とされている場合はその旨を記載しています。なお、「CLASS I」の程度はそれぞれ次のとおりです。

- ①食品衛生法:喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い
- ②食品表示法:喫食により直ちに消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性が高い

(2) リコール・自主回収情報(食品関係以外)

	製品名等	届出内容
1	普通乗用自動車(ポルシェ Panamera 4 e-hybrid 他)	普通乗用自動車(緩衝装置)のリコール。(外-4049) フロント左右のエアサスペンション上端のカバーを保持するスナップリングにおいて、製造工程が不適切なため、取付けが不完全となり、エアサスペンション上端のカバーが正しく保持されていないものがある。そのため、走行等の振動によりカバーが外れることでエアスプリングのエアが損失し、最悪の場合、意図しない車高の変化によりハンドルの操作性が低下するおそれがある。
2	普通乗用自動車(ランボルギーニ レヴェルト)	普通乗用自動車(車体)のリコール。(外-4059) 左右ドア開閉時にドアを支えるダンパーを取付するための球状ボルトにおいて、組み付け作業が不適切なため、締め付けトルクが不足しているものがある。そのため、使用過程において当該ボルトが緩むことでドアダンパーが外れ、最悪の場合、ドアが閉じた状態で車内からドアを開けることが困難になる、または乗員の乗降時にドアが自重により意図せず下降して怪我をするおそれがある。

3. 留意事項

これらは、消費者安全法の規定に基づく通知内容の概要であり、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

「2. リコール・自主回収情報((2)リコール・自主回収情報(食品関係以外))」の届出内容欄のリコール情報等における()内の数字は、リコール届出番号、改善対策届出番号です。

消費者安全調査委員会(消費者庁)に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、登録後、事故情報データベース(URL: <https://www.jikojoho.caa.go.jp>)で「消費者事故等(2025年8月15日公表分)」をフリーワードに入力すると検索可能になります。

<本件に関する問合せ先>
消費者庁消費者安全課
TEL : 03-3507-8800(代表)
URL : <https://www.caa.go.jp/>